明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（文部科学一一）　一

〔告　示〕
○大学設置基準第二十九条第一項の規定により、大学が単位を与えることのできる学修を定める件等の一部を改正する告示（文部科学五四）　四

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　六
特殊法人等
平成三十事業年度・年度財務諸表（独立行政法人医薬品医療機器総合機構・国立研究開発法人国立環境研究所）、平成三十年度日本赤十字社業務及び収支決算等、地方公務員共済組合連合会・役員の退任及び就任、司法書士名簿登録等、土地家屋調査士名簿登録等、弁理士登録、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　三六
地方公共団体
行旅死亡人関係　四〇
会社その他
会社決算公告　四二

省令

○文部科学省令第十一号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条及び第百四十二条の規定に基づき、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年八月十三日

文部科学大臣　柴山　昌彦